## 事業用地等の情報提供に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)と公益社団法人 協会(以下「乙」という。)とは、事業用地等マッチング事務取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、物件情報の収集及び提供に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、県内に立地を希望する企業(以下「丙」という。)が必要とする物件の情報を甲が 乙の協力を得て入手し、丙に提供することにより、企業の立地促進及び県内土地の有効活用を図るこ とを目的とする。

(協定内容)

- 第2条 乙は、乙の会員(以下「情報提供者」という。)が取り扱う不動産のうち、工場、倉庫、事務所等の事業活動の用に供するため売却または賃貸を予定している土地また建築物の情報(以下、「物件情報」という。)を甲からの依頼に応じて甲に提供する。
- 2 乙の甲に対する物件情報の提供は、無償で行うものとする。

(遵守事項)

第3条 甲及び乙は、物件情報の収集及び提供を行うに当たり、本協定書及び要綱の内容を遵守しなければならない。

(責任の範囲)

第4条 本協定に基づいて情報提供者及び丙の間で行う具体的な交渉及び取り交わされる契約については、甲及び乙はなんら関与するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

- 第 5 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。
- 2 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに両者から異議の申し出がない場合は、この協定はさらに満 3 年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山 梨 県 知 事

 $\mathbb{Z}$ 

公益社団法人 協会 会 長